



## 地震・大雨など

### 災害に便乗した悪質商法にご用心!!



- ◆ 地震、大雨などの災害時には、それに便乗した悪質商法が多数発生しています。
- ◆ 悪質商法は、災害発生地域だけが狙われるとは限りません。

#### 《 相談事例 》

- ・台風で屋根瓦がずれ、見積りのつもりで業者を呼んだら、屋根にビニールシートをかけられ、高額な作業料金を請求された。
- ・雪下ろし作業を依頼したが、作業終了後、当初より高い金額を請求された。
- ・来訪してきた業者から、「損害保険を使って無料で雨どいの修理ができる、経年劣化で壊れた所も保険で直せる」と言われた。不審だ。
- ・ボランティアを名乗る人から義援金をお願いしたいと訪問された。
- ・市役所から「義援金を募っています。後から市の職員が訪問します」と電話があった。
- ・災害復興支援団体を名乗り「義援金をお願いします」とメールが届いた。

#### ケロちゃんからのアドバイス♪

- ・契約を迫られても、その場では決めないで、複数社から見積りを取って比較検討してケロ。
- ・「保険金が使える」と勧誘された時は、加入先の保険会社や保険代理店に相談してケロ。
- ・公的機関が電話等で義援金を求めることはないケロ。不審な電話はすぐ切ってケロ。義援金は、募っている団体等の活動状況や用途をよく確認し、納得した上で寄付してケロ。



消費者教育推進大使  
県消費生活センター  
キャラクター  
“ケロちゃん”

住宅に関して不審・不安に思ったら、下記、住まいるダイヤルに相談を。

■住まいるダイヤル:0570-016-100

不審に思ったり、契約に不安を感じたら…。契約したが解約したい…。

■消費者ホットライン☎188(いやや!)にご相談ください。



## どっちが払うの？ 修繕費用

# 賃貸住宅の「原状回復」トラブル

借りていた部屋の傷や汚れについて、貸主側から示された修繕の範囲や金額に納得できないなどと言った、賃貸住宅から退去するときの「原状回復」費用の負担に関する相談が寄せられています。住み始める時から、「いつか出て行く時」のために備えておきましょう。

### 「原状回復」の一般的なルール

- ・借主は、賃貸物件の「原状回復義務」を負う
- ・「通常損耗」「経年劣化」「借主に責任がない損傷」は、原状回復義務に含まれない

※一般的なルールと異なる条件が契約で定められている場合があります。

### ●トラブルを防ぐために●

- ①契約前に、契約書の記載内容をよく確認しましょう。
- ②入居時には、賃貸物件の現在の状況をよく確認し、記録に残しましょう。
- ③入居中にトラブルが起きたら、すぐに貸主側に相談しましょう。
- ④退去時には、清算内容をよく確認し、納得できない点は貸主側に説明を求めましょう。



188に  
相談ケロ！

## 増えています！

# 中古車の購入・売却トラブル



### 《購入時の事例》

- ・販売員に「走行に問題はなく状態は良い」と言われたのに、納車後、エンジンをかけたら異常に大きな音がする。

### 【アドバイス！】

- ・通常の損耗とは言えない不具合があり、契約時にその説明を受けていない場合は、販売店に無償で修理を求めることができます。
- ・修理が不可能な場合、または販売店が修理をしてくれず、公道を安全に走れる状態ではない場合、契約の解除を求めることができます。

### 《売却時の事例》

- ・査定時に強引に契約させられ車を持って行かれた。
- ・契約後すぐにキャンセルを申し出たら、高額なキャンセル料を提示された。

### 【アドバイス！】

- ・査定の中では契約せず、一度冷静に考えましょう。
- ・契約前に、キャンセル料の金額や発生時期などしっかり確認しましょう。
- ・修復歴を事前に適切に告げた場合、修復歴を理由にした契約解除や減額には応じる必要はありません。



## 2月・3月の消費生活法律相談日

- 2月 7日（水）
- 3月 6日（水）

午後2時30分から  
午後4時30分まで

弁護士が無料でアドバイスします。  
事前予約が必要です。

## 山形県消費生活センター

〒990-8570

山形市松波2-8-1（山形県庁2階）

《相談受付》月曜～金曜 9:00～17:00

《電話番号》023-624-0999

**消費者ホットライン188番も  
ご利用ください**

ホームページはこちらから→

